

議 事 録

令和5年5月8日

山 鹿 市 農 業 委 員 会



令和5年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年5月8日（月） 13時21分から14時10分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
14番 坂本 照子			

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名：13番 隈部 誠一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第34号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第35号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第36号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第7号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第8号 農地法第5条第1項の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2 会長挨拶

○事務局長（一法師進君）

事務局長： 本日の総会には、13番 隈部 誠一委員から欠席の届けが出ており、委員14

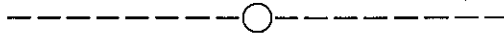
人中13人の出席となりますが、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第5回総会を開会致します。

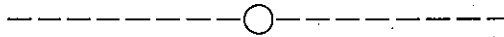


3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、9番 光永委員、10番 志方委員を指名いたします。



4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第24号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号69番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書は1ページ記載のとおりです。議案書2ページをお願いします。

提案番号70番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は2ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号71番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は3ページ記載のとおりです。議案書4ページをお願いします。

提案番号72番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は隣接地取得によるものです。

調査書は4ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 73 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、親子間の贈与によるものです。
調査書は 5 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 74 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲渡人の農業廃止によるものです。
調査書は 6 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 75 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、譲渡人の農業廃止によるものです。
調査書は 7 ページ記載の通りです。議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 76 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、贈与によるものです。
調査書は 8 ページ記載のとおりです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 77 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 9 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 78 申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 10 ページ記載のとおりです。議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 79 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人所有の住宅隣りであることから、耕作便利によるものです。
調査書は 11 ページ記載のとおりです。議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、新規参入によるものです。
調査書は 12 ページ記載のとおりです。議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 81 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書は 13 ページ記載のとおりです。議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 82 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 14 ページ記載のとおりです。議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 83 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受け理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 15 ページ記載の通りです。議案書 23 ページをお願いします。

提案番号 84 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、贈与によるものです。
調査書は 16 ページ記載のとおりです。議案書 24 ページをお願いします。

提案番号 85 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 17 ページ記載のとおりです。議案書 26 ページをお願いします。

提案番号 86 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 18 ページ記載のとおりです。議案書 27 ページをお願いします。

提案番号 87 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 19 ページ記載のとおりです。議案書 29 ページをお願いします。

提案番号 88 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 20 ページ記載のとおりです。

以上 20 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 69 番から 79 番までについて「北部地区担当委員」

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 69 番から 79 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありま
せませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 80 番から 83 番までについて「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 80 番から 83 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありま
せませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 84 番から 88 番までについて「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 84 番から 88 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 79 番について、住宅の隣の土地とのことだが、譲受人の住所は天草市となっている。移住される方なのか？

4 番（長曾我部徹君）

譲受人は県庁職員であり、自宅はこちらにあるが現在天草市に赴任しているとのこと。天草から通うことは可能であり、赴任が終わればこちらに帰ってきて耕作されるとのことで、問題は無いと思われま

○議長（坂本照子君）

ほかにございませ

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 31 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 31 号は、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案 32 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 30 ページをお願いします。

議案 32 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

● 提案番号 5 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 126 m²を宅地拡張し、駐車場に転用する案件です。なお、申請地は既に駐車場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に議案書 31 ページをお願いします。

- 提案番号6 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田 279 m²を農業機械及び資材置き場に転用する案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号5 番について「北部地区担当委員」

11 番（廣松久喜君）

提案番号5 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

提案番号6 番について「南部地区担当委員」

3 番（森喜代輝君）

提案番号6 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

1 番（多久正光君）

提案番号6 番について、現地写真を見ると、ハウスの横が申請地になるのか？ハウスの横には石塔が見えるが、何の目的で建てられているのか？転用済みか？

3 番（森喜代輝君）

ハウスの部分は転用済みであると思われます。申請地はハウスの横の部分であり、申請者はスッポンの養殖を申請地近くの田で営んでおり、今回養殖に必要な資材を納める倉庫を新たに建設される予定です。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第32号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第32号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第33号「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の32ページをお願いします。

議案第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

●提案番号20番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は周辺の圃場でほうれん草の水耕栽培を計画する法人で、申請地の田1402㎡に賃貸借権を設定し、野菜集荷施設・駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。

5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の33ページをお願いします。

●提案番号21番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田3筆計2629㎡を取得し、物流倉庫として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。

7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の34ページをお願いします。

●提案番号22番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑125㎡を取得し、隣接する宅地と合わせて一般個人住宅用地に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。

9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 35 ページをお願いします。

●提案番号 23 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 2 筆計 4606 m²を取得し、建売分譲住宅地 19 区画に転用する案件です。なお、本案件は 3000 m²を超えるため、農業会議への諮問案件となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画をお願いします。

11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 36 ページをお願いします。

●提案番号 24 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 415 m²に使用貸借権を設定し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 20 番から 21 番までについて「南部地区担当委員」

10 番（志方精之君）

提案番号 20 番から 21 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 22 番から 24 番までについて「東部地区担当委員」

2 番（守川千穂君）

提案番号 22 番から 24 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。
議案第 33 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 33 号は、原案のとおり許可することに決定しました。
次に、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」を議題と
します。
それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書の 37 ページと 38 ページをご覧ください。

提案番号 12 番と 13 番に係る申請地は山鹿市と熊本市植木町の境界付近に位置する農地で
申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。JA 鹿本担い手支援
センターにて新規就農者の指導を行われています。

いずれの案件も 4 月 12 日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経営基盤強化
促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用
地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。
議案第 34 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 34 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀貴君）

議案書 39 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定が 96 件、再設定が 12 件でその面積は、213,823 m²でございます。

提案番号 74 番から 54 ページ 131 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、74 番は栗、75 番は水稻・スイカ、76 番は大豆・麦、77 番と 78 番はタバコ、79 番は柿、80 番と 81 番は水稻・タバコ、82 番は水稻、83 番は花木類、84 番は栗、85 番から 126 番は WCS（飼料）、127 番は水稻・麦、128 番は水稻、129 番は栗、130 番は水稻・麦、131 番はタケノコを作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 36 ページから 47 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 74 番から 131 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律附則第 5 条第 1 項による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 35 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 35 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 36 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 55 ページをお願いします。

議案第 36 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

す。

提案番号 20 番～28 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

農地の状況につきましては、「別紙 2 現地写真」の 15 ページ～20 ページに掲載のとおりとなっております。

まず、提案番号 20 番は 15 ページに掲載、提案番号 21 番は 16 ページに掲載、提案番号 22 番は 17 ページに掲載、提案番号 23 番と 24 番は 18 ページ掲載、提案番号 25 番と 26 番は 19 ページに掲載、提案番号 27 番と 28 番は 20 ページに掲載のとおりでございます。

いずれの案件も、周囲を山林に囲まれた農地や雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 36 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 36 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 56 ページをお開き下さい。

報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 5 年 3 月に届出がありました件数は 16 件、筆数の合計は 150 筆、面積の合計は 182,230 m²でございます。詳細につきましては、57 ページから 58 ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第7号は終わります。

次に、報告第8号「農地法第5条第1項の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 (廣田浩之君)

議案書の59ページをお開き下さい。

報告第8号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和5年3月に届出がありました件数は3件、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、いずれも携帯電話の基地局でございます。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第7号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第4回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○事務局長 (一法師進君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

9番 農業委員

光永 太

10番 農業委員

志子 精之

